

令和2年3月18日第1回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。（第4日）			
出席議員 (10名)	1番 鈴木 千 春	2番 大 川 徹 也	3番 原 直 弘
	4番 吉 田 豊	5番 田 中 静 雄	6番 原 田 希
	7番 吉 富 隆	8番 大 川 隆 城	9番 寺 崎 太 彦
	10番 中 山 五 雄		
欠席議員 (0名)			
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平	副 町 長 森 悟	
	教 育 長 野 口 敏 雄	会 計 管 理 者 森 園 敦 志	
	総務課副課長 宗 雲 英 則	まち・ひと・しごと創生課 河 上 昌 弘	
	財 政 課 長 坂 井 忠 明	建 設 課 長 三 好 浩 之	
	産 業 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 日 高 泰 明	住 民 課 長 扇 智 布 由	
	健康福祉課長 江 島 朋 子	税 務 課 長 矢 動 丸 栄 二	
	教育委員会事務局長 吉 田 淳	生涯学習課長 小 川 成 弘	
	文 化 課 長 中 島 洋		
職務のため 出席した 事務局職員	議会事務局長 二 宮 哲 次	議会事務局係長 江 崎 智 恵	

議事日程 令和2年3月18日 午前10時40分開会（開議）

- 日程第1 追加議案一括上程 提案理由の概要説明
(議案第19号～議案第21号)
(諮問第1号)
- 日程第2 議案審議
議案第3号 上峰町職員の自己啓発等休業に関する条例
- 日程第3 議案第4号 上峰町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第5号 上峰町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第6号 上峰町営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第12号 令和2年度上峰町国民健康保険特別会計予算
- 日程第7 議案第13号 令和2年度上峰町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第8 議案第14号 令和2年度上峰町土地取得特別会計予算
- 日程第9 議案第15号 令和2年度上峰町農業集落排水特別会計予算
- 日程第10 議案第16号 財産の取得について
- 日程第11 議案第17号 町道路線の廃止について
- 日程第12 議案第18号 町道路線の認定について
- 日程第13 議案第19号 上峰町教育委員会委員の選任について
- 日程第14 議案第20号 上峰町教育委員会委員の選任について
- 日程第15 議案第21号 令和元年度上峰町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第16 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

午前10時40分 開議

○議長（中山五雄君）

皆さんこんにちは。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 追加議案一括上程 提案理由の概要説明

○議長（中山五雄君）

日程第1．追加議案一括上程、提案理由の概要説明。

追加議案一括上程、提案理由の概要説明を求めます。

○町長（武蔵勇平君）

追加議案の提案をさせていただきます。

議案第19号

上峰町教育委員会委員の選任について

下記の者を上峰町教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 佐賀県三養基郡上峰町大字前牟田13番地

氏 名 馬 場 紘 彦

生年月日 昭和14年4月22日

令和2年3月18日 提出

上峰町長 武 廣 勇 平

再任2期目の教育委員の選任議案でございます。

任期は令和2年4月1日から令和6年3月31日ということで考えてございます。

続きまして、

議案第20号

上峰町教育委員会委員の選任について

下記の者を上峰町教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 佐賀県三養基郡上峰町大字坊所3093番地4

氏 名 松 井 結 華

生年月日 昭和40年8月28日

令和2年3月18日 提出

上峰町長 武 廣 勇 平

新任の教育委員選任議案でございます。

任期は令和2年4月1日から令和6年3月31日、昭和40年生まれで54歳でいらっしゃいます。上峰町の社会教育において、長年にわたり御尽力いただいております。

上峰町のスポーツ推進委員として平成22年4月から平成26年3月までの4年間、各種スポーツの推進に幅広く活動いただきました。

また、総合型スポーツクラブの立ち上げに携わられるとともに、友遊かみみねのクラブマネージャーとしても御尽力いただいております。少年少女のバレーボール指導育成に関わっておられて、皆様御案内のとおりでございます。

続きまして、

議案第21号

令和元年度上峰町一般会計補正予算（第7号）

令和元年度上峰町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ321千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,672,212千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越しで使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

令和2年3月18日 提 出
上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明いたします。

続きまして、

諮問第1号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所 佐賀県三養基郡上峰町大字坊所1523番地36

氏 名 末次 憲昭

生年月日 昭和21年11月28日

令和2年3月18日 提出

上峰町長 武 廣 勇 平

再任2期目の諮問でございます。

任期は、令和2年7月1日から令和5年6月31日ということで考えてございます。

以上、4議案を追加提案をさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いをいたします。

○議長（中山五雄君）

ただいま町長より 3 議案と 1 諮問が一括上程されました。

補足説明を求めます。

○財政課長（坂井忠明君）

皆様おはようございます。私のほうからは、議案第21号 令和元年度上峰町一般会計補正予算（第7号）の概要につきまして、補足説明をさせていただきます。

それでは、お手元の予算書を御覧ください。

予算書の2ページでございます。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

左のほうから、款、補正額、計の順に読み上げてまいります。

款の13. 国庫支出金、補正額、減額321千円、計553,370千円、歳入合計、補正額、減額の321千円、計12,672,212千円でございます。

続きまして、3ページ、歳出でございます。

款の10. 教育費、補正額827千円、計604,932千円。

款の14. 予備費、補正額、減額1,148千円、計41,966千円、歳出合計、補正額、減額321千円、計12,672,212千円でございます。

4ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費でございます。

款の10. 教育費、項の1、教育総務費、事業名、小学校北校舎空調設備更新事業、金額は9,350千円でございます。

当該繰越事業に関しましては、一部を除きまして、現計予算で対応することとしております。

事業費の内訳でございますが、工事請負費のほうで7,735千円、工事管理業務委託料が1,615千円ございまして、係る財源につきましては国庫補助金のほうで1,527千円、一般財源のほうで7,823千円でございます。

私のほうからは以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

皆様おはようございます。私のほうからも、今回の補正予算の内容につきまして、補足説明をさせていただきます。

昨年度、小学校北校舎空調設備を行わせていただきましたが、その折、残っておりました校長室、職員室、保健室及び放送室の空調設備工事につきまして、国の補正予算において、学校施設環境改善交付金の交付決定をいただきました。

3月2日付で1,527千円の交付決定をいただいております。今回、追加議案にて工事に向けた補正予算をお願いするとともに、長期休業中に工事実施をいたし、繰越明許についても

併せてお願いするものでございます。

では、お手元の予算書、補正予算第7号に関する説明書をご覧ください。

説明書の3ページでございます。

歳入でございます。

款の13. 国庫支出金、項の2. 国庫補助金、目の2. 教育費国庫補助金、節の1. 教育補助金でございます。

今回、学校施設環境改善交付金として1,527千円の交付決定をいただいております。現計予算では1,848千円を計上しておりますので、差額の321千円を減額し、整理するものでございます。補助対象面積は173平米、補助単価は22,800円、補助率は3分の1でございます。

今回、特別加算として15%、事務費1%が附属しております。掛け合わせていただくと、交付決定額1,527千円となるところでございます。

次に、4ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款の10. 教育費、項の1. 教育総務費、目の6. 施設整備費、節の13. 委託料に827千円の増額補正をお願いいたします。

今回、空調設備更新工事に係る管理業務委託料として1,615千円を算定しております。

現計の委託料予算を整理し、788千円を充てるとともに、827千円の増額補正にて管理業務委託料1,615千円の予算をお願いするものでございます。

工事請負費につきましては、補正予算書には出ておりませんが、現計予算を整理し、7,735千円を充てて対応させていただきたいと存じます。

予算費目は款の10. 教育費、項の1. 教育総務費、目の6. 施設整備費、節15. 工事請負費でございます。

また、繰越明許につきましては、財政課長御説明のとおり、工事請負費7,735千円、工事管理業務委託料1,615千円を合わせて9,350千円でございます。よろしく御審議賜りますようお願いをいたします。

○議長（中山五雄君）

ほかに補足説明はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

補足説明がないようですので、これで補足説明を終わります。

以上で提案理由の説明を終わります。

次へ進みます。

日程第2 議案第3号

○議長（中山五雄君）

日程第２．議案審議。

議案第３号 上峰町職員の自己啓発等休業に関する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

質疑なしと認めます。議案第３号の質疑を終結いたします。

日程第３ 議案第４号

○議長（中山五雄君）

日程第３．議案審議。

議案第４号 上峰町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第４号の質疑を終結いたします。

日程第４ 議案第５号

○議長（中山五雄君）

日程第４．議案審議。

議案第５号 上峰町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第５号の質疑を終結いたします。

日程第５ 議案第６号

○議長（中山五雄君）

日程第５．議案審議。

議案第６号 上峰町営住宅管理条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○９番（寺崎太彦君）

議案６号、この中で、特別の事情があると認める者としておりますけれども、説明では、単身の高齢者と説明がありました。そのほかに対象者、何か想定してある方がおられましたら教えてください。

○建設課長（三好浩之君）

ただいま寺崎議員からの御質疑で、高齢者ということ以外にどのような対象者があるかということでございます。

14項目ほどございますけれども、読み上げて説明いたします。

まず、60歳以上の方、障害者、戦傷病者、原子爆弾被爆者、生活保護法における被保護者、中国残留邦人など海外からの引揚者、ハンセン病療養所入所者、DV被害者、難病の患者、犯罪被害者など被災市街地復興特別措置法第21条に規定する者、留学生を含む世帯の世帯主、以上となっております。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○9番（寺崎太彦君）

保証人をとることは滞納者をなくす目的だと思いますけれども、なかなかこの保証人が形骸化しているのではないかと。今、福岡県の福岡市とか北九州市等では、低所得者の住宅のセーフティーネットということで、この保証人をなくすような動きがあります。上峰町でも何かそういう考え等があれば教えてください。

○建設課長（三好浩之君）

ただいま寺崎議員の御質問でございます。

本条例に関しまして、今回設けている規定というのは、保証人を排除する、要するに要らないということを規定する目的で設けております。

要綱の中で定める、その対象となる者として、今、読み上げた者を対象としているものであって、保証人を必要としないという条例を今回設けるということですよ。それに基づいて、福岡市、北九州市と同様に今、説明した方たちを保証人を必要としない方たちとして対象としていくということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第6号の質疑を終結いたします。

日程第6 議案第12号

○議長（中山五雄君）

日程第6．議案審議。

議案第12号 令和2年度上峰町国民健康保険特別会計予算。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第12号の質疑を終結いたします。

日程第7 議案第13号

○議長（中山五雄君）

日程第7．議案審議。

議案第13号 令和2年度上峰町後期高齢者医療特別会計予算。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第13号の質疑を終結いたします。

日程第8 議案第14号

○議長（中山五雄君）

日程第8．議案審議。

議案第14号 令和2年度上峰町土地取得特別会計予算。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第14号の質疑を終結いたします。

日程第9 議案第15号

○議長（中山五雄君）

日程第9．議案審議。

議案第15号 令和2年度上峰町農業集落排水特別会計予算。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第15号の質疑を終結いたします。

日程第10 議案第16号

○議長（中山五雄君）

日程第10．議案審議。

議案第16号 財産の取得について。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第16号の質疑を終結いたします。

日程第11 議案第17号

○議長（中山五雄君）

日程第11. 議案審議。

議案第17号 町道路線の廃止について。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第17号の質疑を終結いたします。

日程第12 議案第18号

○議長（中山五雄君）

日程第12. 議案審議。

議案第18号 町道路線の認定について。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第18号の質疑を終結いたします。

日程第13 議案第19号

○議長（中山五雄君）

日程第13. 議案審議。

議案第19号 上峰町教育委員会委員の選任について。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第19号の質疑を終結いたします。

日程第14 議案第20号

○議長（中山五雄君）

日程第14. 議案審議。

議案第20号 上峰町教育委員会委員の選任について。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第20号の質疑を終結いたします。

日程第15 議案第21号

○議長（中山五雄君）

日程第15. 議案審議。

議案第21号 令和元年度上峰町一般会計補正予算（第7号）。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○3番（原 直弘君）

今回、補正予算に関する説明書の4ページでございます。

10の1の6の節の13の委託料、小学校北校舎空調設備更新工事管理業務委託料として、今回827千円が上げられております。先ほど財政課長のほうから、繰越明許費の内訳として、委託料が1,615千円の繰越しということで説明を受けました。

ちなみに、本年度の予算の経過を見てみますと、この更新工事管理業務委託料が出てきたのを、ちょっと私が把握できませんでしたので、1つはちょっともし今まで更新管理委託業務が出てきていなかったのであれば、この繰越しの更新に関わる委託料の1,615千円と、この今、補正の歳出で出ております827千円、その差額がどこから出てきたのかということでお伺いしたいと思います。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

原議員より、この委託料の中の説明、小学校北校舎空調設備工事管理業務委託料としてどこから捻出、出てきたのかということでのお尋ねでございます。

当初予算の中では、昨年度の工事の残りとして持っておりました案件でございますが、工事の管理業務につきましては、当初予算の中では持っておりませんでした。議員御指摘のとおりでございます。

その後、ずっとこのまま交付金の申請、また協議をしておりまして、この3月に至って国から、2月の中旬でございましたが、国からこの改善交付金を上げるといいますか、予算に計上するという御案内がございました。

本来、そこで補助金の3月の補正であるとか、そういうところで、本来、その項目を上げて議会のほうに御案内すべきところだったとは承知しております。

ただ、その手順が、町の補正予算等々の手順に間に合っておりませんでした。今回、改めて御案内させていただくとともに、予算の捻出は現在の委託料の中で残額として残っている残額と今回、さらに827千円を加えて、新たな歳せつとして御案内をさせていただき、御承認いただきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○3番（原 直弘君）

そしたら、そうであるならば、通常、予算の編成としては、項目ごとに歳出ということで流れになると思うんですけど、そしたら、通常はこの補正において、実際、工事管理の委託料が繰越額1,615千円であるならば、委託料としては1,615千円上げて、ほかの項目を減額して捻出すべきではないかと思うんですけど、その予算の編成とか、そういう流れについてお

伺いたいします。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

失礼をいたします。議員御案内のように、説明、歳出の中で上げるところ、それからどこから捻出したように分かるように、一つ一つどこから幾ら持ってきたというのを御案内するというのも一つ方法かと存じておりますが、今回、議案の提案の中では、議案として最初の言葉が出ておりませんが、議案の提案、今回、私ども補正に関する説明書の中で御案内させていただいておりますので、一つ一つを御案内するよりも、単純に差引きの827千円を増額の部分のみ、説明書の中では記載させていただいているところでございます。

ちなみに、額として御案内させていただければ、執行予算で残っておりますのが、小学校のトイレ洋式化——現在の委託料がそれぞれ持っておりますが、項目ごとにはあります予算残額をまとめて、こちらのほうで整理をさせていただいているというところでございます。

以上です。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○3番（原 直弘君）

すみません、私は先ほど捻出と言いましたけど、通常、その今までの予算編成として、この業務が実際1,615千円かかるのであれば、通常の手続としては1,615千円歳出上げて、そのほかの今までの契約減、その分を減額しなくてはいけないんじゃないかということで、根本的なことをちょっとこれ聞いているわけですね。

それで、今ちょっと差額としては、788千円どこかのところから委託料を持ってきたということで、それにこの827千円を足すと1,615千円なわけですね。ちょっと大きな金額なんで、その減額は当然、どこからか減の、例えば先ほどのトイレの場合についても、それが減額ならばその減額して、今回、更新工事管理業務委託料として正式な1,615千円を上げるべきではなかったんだろうかということでちょっと質問をしたわけなんです。その点についてお伺いします。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

そちらの手続については、その予算の整理の中で対応させていただいているという認識でございまして、一つ一つを個別に議会のほうで御案内するところまで承知をしております。こちらの中身で節の委託料が827千円増というところのみで御案内をさせていただいたところでございます。また、その分かりづらいというところであれば、また御指導賜れば幸いです。

以上です。

○3番（原 直弘君）

分かりづらいというか、その流れに対してきちっとそういった整理を補正予算のほうでし

とかなくちゃいけないということで、いけないんじゃないかということで質問しているわけですよ。

当然、3月補正で今回出ております、上程されております7号から10号は不用額を減額されるわけであって、減額があって増額はもう当然必要なものと思いますので、その辺はきちっと手続としては取っておくべきじゃないかということで質問をしているのでございます。お願いします。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

今回の手続については、財政課と協議してこのような提案をさせていただいたところでございます。

その正式といいますか、議員御案内のも分かりやすいと思いますが、私どもはこの手続で大丈夫ということで承知をしておりました。

以上です。

○3番（原 直弘君）

そしたら、例えば項目的に小さく上げて、足らなかったから要するにどんと持ってくることも可能というわけですよ。そこら辺はちょっと財政課の考えは当然、そういう流れになるかどうかの確認だけちょっとお願いします。

○財政課長（坂井忠明君）

原議員おっしゃる部分については十分承知しておりますが、同一節内での金額の計上になりまして、あくまでも細節のほうについては参考という形になりますので、そちらのほうを差引き増減という形で今回、整理をして、一つ一つを減額して減額して、そして増額するというのを省略して、ちょっと計上したという形にはなっております。予算計上上は問題はないかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○3番（原 直弘君）

そういうことで理解はしました。

今回質問したのは、委託料計上額の倍額というか、倍額ぐらいを今回計上されてあるんで、そこが疑問に思ったわけでありまして、そういう財政課の認識であれば、そういった予算も可能であるということで承知いたしました。

以上です。

○議長（中山五雄君）

答弁は要りませんか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第21号の質疑を終結します。

日程第16 諮問第1号

○議長（中山五雄君）

日程第16. 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、諮問第1号の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議事の都合によって、3月19日は休会といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、3月19日は休会とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。以上をもちまして本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日はどうもありがとうございました。

午前11時12分 散会